



事 務 連 絡

2018 (平成 30) 年 7 月 26 日

地方厚生 (支) 局保険年金 (企業年金) 課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

確定拠出年金 Q & A の改定について

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令 (平成 30 年内閣府・厚生労働省令第 5 号) 及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令 (平成 30 厚生労働省令第 89 号) が 2018 (平成 30) 年 7 月 24 日に公布されるとともに、「確定拠出年金について」 (平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号) 及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」 (平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号) が改正され、金融商品の販売等を行う者 (いわゆる営業職員) による運営管理業務の兼務規制の緩和、確定拠出年金運営管理機関による運用の方法の一覧の公表等の措置が講ぜられることとなる。

これらに伴い、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金 Q & A」について、別紙のとおり一部を改定し、それぞれ 2018 (平成 30) 年 7 月 24 日又は 2019 (平成 31) 年 7 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金 Q & A 新旧対照表

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
即日施行	119	〃	法令解釈通知第11-1において「事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。」とあるが、「等」には、どのようなものが含まれるか。	加入者又は運用指図者となるための手続き等が含まれる。	法22条令46条の2 法令解釈通知第11-1	119	〃	法令解釈通知第10-1において「事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。」とあるが、「等」には、どのようなものが含まれるか。	加入者又は運用指図者となるための手続き等が含まれる。	法22条令46条の2 法令解釈通知第10-1
平成31年7月1日	124	〃	運用プランモデルにおいて具体的な提示商品名まで示してよいか、それとも日本株100%投信といった一般的な商品例までに限定されるのか。	<u>客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に該当しないが、投資対象資産が同一のカテゴリに複数の商品が存在するにもかかわらず、そのうちの特定の商品のみを示す場合には、特定の商品の推奨に当たると考えられるため、不可。</u>	法22条、法令解釈通知第3.3(4)、第3.5(2)	124	〃	運用プランモデルにおいて具体的な提示商品名まで示してよいか、それとも日本株100%投信といった一般的な商品例までに限定されるのか。	<u>具体商品は不可。</u>	〃

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
平成 31 年 7 月 1 日	127	事業主 の責務 (資産 の運用 に関する情報 提供 と、推 奨行為 との関 係)	複数の運用プランモ デルの提示を行うの と同様に、投資教育セ ミナーなどで、各加入 者にワークシートに 基づき自分のリスク 許容度を算定しても らい、自己のリスクリ ターン商品があっ ているのかワークシ ートで示すような行為 は推奨に当たらない と解してよいか。	<u>投資教育の範囲内の行 為と考えられるため 可。但し、特定の商品 への運用指図を促すこ とに繋がらないよう留 意して対応すること。</u>	法 2 2 条 法令解釈 通知第 3 - 5 (2)	127	事業主 の責務 (資産 の運用 に関する情報 提供と、 推奨行 為との 関係)	複数の運用プランモ デルの提示を行うの と同様に、投資教育セ ミナーなどで、各加入 者にワークシートに 基づき自分のリスク 許容度を算定しても らい、自己のリスクリ ターン商品があっ ているのかワークシ ートで示すような行為 は推奨に当たらない と解してよいか。	<u>よい。</u>	法 2 2 条 法令解 釈通知 第 3 - 5 (2)
即日施 行	128	"	運用対象資産(国内株 式、外国株式、国内債 券、外国債券)が異な る投資信託は、「収益 の率、収益の変動の可 能性その他の収益の 性質」が相互に類似し ないと解釈してよい か。	必ずしもよいとは言え ない。 個々の投信ごとにリス クリターの性質や内 容をみて判断する。	法 2 3 条 2 項	128	"	運用対象資産(国内株 式、外国株式、国内債 券、外国債券)が異な る投資信託は、「収益 の率、収益の変動の可 能性その他の収益の 性質」が相互に類似し ないと解釈してよい か。	必ずしもよいとは言え ない。 個々の投信ごとにリス クリターの性質や内 容をみて判断する。	法 2 3 条 2 項 令 1 2 条 1 項 1 号
平成 31 年 7 月 1 日	<u>137-1</u>	<u>運用の 方法の 公表</u>	<u>除外された商品や繰 上償還された投資信 託は公表しなくても</u>	<u>全ての事業主又は加入 者等との関係で除外さ れた商品(投資信託の</u>	<u>規則 1 9 条の 3、 5 9 条 1</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>よいか。</u>	<u>繰上償還等法第26条に規定する除外手続が不要な除外を含む。）は、公表不要。除外後に閉鎖型となり残高が残っていても同様。</u>	<u>項、運用の方法の公表イメージ</u>					
平成 31 年 7 月 1 日	<u>137-2</u>	<u>〃</u>	<u>現在の水準では手数料が高いこと等の理由により、今後加入者等に対しては積極的に提示する予定のない運用の方法もインターネット上に公表する必要があるか。</u>	<u>除外された商品を除き公表する必要がある。ただし、新たな加入者等に対しては選定・提示していない商品である場合にはその旨及びその理由（手数料が高い等）を、脚注等で示すこと。なお、上記のような商品は、特段の事情がない限り、除外していくことが望ましい。</u>	<u>〃</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	<u>137-3</u>	<u>〃</u>	<u>137-2 のような商品について開示する場合、備考等ではなく、現に新たな加入者等に対して提示している商品とは別のページに</u>	<u>加入者等への利便性に配慮し、一段下のウェブページに一部の商品の一覧表を表示（階層化）することも可能。ただし、新たな加入者</u>	<u>〃</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>記載する等の階層化対応は可能か。</u>	<u>等に対しては選定・提示していない商品である場合にはその旨及びその理由（手数料が高い等）を示すこと。</u> <u>なお、上記のような商品は、特段の事情がない限り、除外していくことが望ましい。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	137-4	//	<u>自社株ファンド等特定の事業主名が明らかとなる商品についても公表する必要があるか。</u>	<u>企業型における自社株ファンドは公表不要。</u> <u>自社株ファンドでない場合は公表する必要があるが、ファンド名に特定の事業主の名前が入っている場合は、事業主の意向も踏まえつつ、事業主名を匿名化し、「A社」等として構わない。</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	137-5	//	<u>運用商品の一覧表に表示すべき情報は何か。主な投資対象、インデックス型、アクティブ型の別、信託報</u>	<u>少なくとも手数料を一覧できる形で表示する必要がある。また、商品のカテゴリ（投資対</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>酬、販売手数料があればよいか、各商品の概要や商品群全体の選定理由まで必要か。</u>	<u>象資産や投資対象含む。)の記載は必要。一方、上記以外の規則第20条第1項各号の情報は、それぞれの項目からリンク形式やPDF形式での掲載も可能。なお、上記以外の情報についても加入者や加入を検討している者にとってわかりやすいよう追加で記載することは可能。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	137-6	//	<u>商品一覧の外部サイトへのリンクは手数料以外であれば可能との回答であるが、一覧表の作成そのものを運営管理機関が外部業者に委託し、当該業者のサイトに一覧表を置き、運営管理機関ウェブサイトへ一覧表へのリンクを設</u>	<u>一覧表の作成そのものを外部業者に委託することは可能だが、運用の方法の一覧は運営管理機関の責任で公表する必要があることから、委託元の運営管理機関のウェブサイトへ一覧表がなく、一覧表へのURLだけを記載</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<p>けて、遷移させる（別 ウィンドウがポップ アップで表示される イメージ）方法も認め られるとの理解でよ いか。</p>	<p>する<u>ような取扱いは認 められない。</u> <u>なお、運用の方法の一 覧作成を他の運営管理 機関に委託している場 合には、運用の方法の 一覧は運用の方法を選 定提示する委託元の運 営管理機関の責任で公 表する必要があること から、運用の方法を選 定した委託元の運営管 理機関のウェブページ にその旨明示するとと もに、委託先の運営管 理機関のウェブページ においても運用の方法 を選定した委託元の運 営管理機関を明示した 上で、委託元の運営管 理機関のウェブページ からリンクを設けるこ とは可能。</u></p>						
平成 31 年 7 月	137-7	//	<p>信託報酬について、複 数の料率体系がある</p>	<p>原則として<u>全ての手数 料を記載する必要があ</u></p>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
1日			<u>場合や時期によって信託報酬が変わる場合、どのように信託報酬を記載すればよいか。</u>	<u>るが、最大の料率のみの記載でも差し支えない。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	<u>137-8</u>	〃	<u>個人型年金において複数のプランがある場合、プラン毎に商品の表示を行うべきか。</u>	<u>プラン毎に分けてそれぞれで一覧できるように表示すること。</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	<u>137-9</u>	〃	<u>受付金融機関は運用の方法の公表対象外という理解でよいか。</u>	<u>よい。ただし、受付金融機関に委託している運営管理機関の一覧表で受付金融機関を明示すること。</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	<u>147-2</u>	〃	加入者への情報提供として「前月末から起算して・・・」となっているが、資料発注等のタイミングを考えると前月末の情報を把握することは実務的に厳しいため、他の方法で代用できないか。	加入者への情報提供は、加入者の利益のため、できる限り直近のデータを提供する必要があるが、前月末のデータが用意できない場合は、用意でき次第速やかに追って提供することで対応可能。	〃	<u>148</u>	〃	加入者への情報提供として「前月末から起算して・・・」となっているが、資料発注等のタイミングを考えると前月末の情報を把握することは実務的に厳しいため、他の方法で代用できないか。	加入者への情報提供は、加入者の利益のため、できる限り直近のデータを提供する必要があるが、前月末のデータが用意できない場合は、用意でき次第速やかに追って提供することで対応可能。	〃

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
平成 31 年 7 月 1 日	148	運用の方法の 情報提供	「書面の交付その他の 適切な方法」として 認められるのはどの ような方法か。	営業職員が加入者等に 対して、対面で運用の 方法の情報提供を行う 場合には、確定拠出年 金法施行規則第 20 条 第 4 項及び法令解釈通 知第 5. 3 (2) に記 載されている事項 (以 下「説明事項」とい う。) を記載した書面 (運用の方法に係る情 報提供のために交付す る資料 (パンフレット 等) への記載も可。) を 交付した上で、説明 事項を口頭で説明する ことが求められる。 また、電話等非対面で 情報提供を行う場合に おいては、例えば、電 話により情報提供を行 う場合は、加入者等が パンフレット等を所持 している場合やウェブ ページを確認できる状	則 20 条 4 項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				態にある場合（電話後速やかに確認できる場合を含む。）は、説明事項が記載された箇所を案内の上、当該説明事項を読み上げることが考えられるほか、電話口で説明事項を説明の上、遅滞なく郵便等の方法により説明事項を記載した書面を交付する方法が考えられる。						
即日施行	156-1	事業主の行為 （忠実義務の内容）	法令解釈通知第91 （1）①の「提示される運用の方法」は、実際に運営管理機関が選任された後に、合理的な理由をもって選任前に示した運用の方法と異なる運用の方法に変更することは問題ないか。	合理的な理由がある場合に、事業主等の意見を踏まえ、運用の方法を変更することは問題ない。	法令解釈通知第91（1） ①		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
即日施行	156-2	//	事業主が運営管理機関の評価（各運用商品に対する公正な評価結果を含む。）を加入者に対して伝えることは行為準則における禁止行為に当たらないか。	各運用の方法に関する評価結果を含む場合であっても、事業主の恣意的な判断によるものではなく客観的な判断に基づくものである場合には、加入者等に対して開示することは、規則第23条第3号には該当しないと考えられる。	規則23条3号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
即日施行	157	//	事業主は、運営管理機関及び資産管理機関からどのような内容について報告を受ければよいか。	委託業務内容全般。 なお、事業主は、制度の現状や課題等を十分把握すべきであり、例えば次のような内容について運営管理機関に依頼し、報告を受けることが望ましい。 ・資産規模 ・運用利回り（プラン全体、運用商品毎） ・加入者等の運用利回りの分布 ・コールセンターに寄	法43条1項 法令解釈通知第9-1(1) ⑦	157	事業主の行為準則（忠実義務の内容）	事業主は、運営管理機関及び資産管理機関からどのような内容について報告を受ければよいか。	委託業務内容全般。 なお、事業主は、制度の現状や課題等を十分把握すべきであり、例えば次のような内容について運営管理機関に依頼し、報告を受けることが望ましい。 ・資産規模 ・運用利回り（プラン全体、運用商品毎） ・加入者等の運用利回りの分布 等	法43条1項 法令解釈通知第9-1(1) ⑥

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				せられた苦情等 等						
即日施行	157-1	〃	(ア)・(イ)で、「明らかに劣る・低い」とあるが、その判断基準は何か。 また、どのような判断基準のもと「明らかに劣る・低い」と考えるかは、専門的な知見を有する運営管理機関の判断に委ねられているとの理解でよいか。	運用実績の評価においては、定量評価では、中長期的な評価期間中、運用スタイルや市場環境等も考慮した上で、ファンドのリスク・リターン（例えば、シャープレシオが他の商品と比べて劣っていないか、アクティブ運用でベンチマークを継続的に下回り他の商品と比べて劣っていないか等）に有意な差が観察できるか、定性評価では運用及び管理体制等に問題がないか等を総合的に考慮し、運用実績が「明らかに劣る」かを判断することが考えられる。これらの点は、高い専門的な知見を有する運営管理	法令解釈 通知第 9. 1 (1)② イ(ア) (イ)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<u>機関に期待されている専門的能力に基づく判断であり、また、その結果については、事業主及び加入者等に対し分かりやすい説明が求められていると考えられる。</u>						
即日施行	157-2	//	<u>法令解釈通知第10.2に記載された項目はあくまでも例示であり、運営管理機関から受けた説明が合理的であるかの具体的な判断基準は事業主の裁量に委ねられるとの理解でよいか。</u>	<u>評価項目は事業主の裁量に委ねられるが、通知に記載した項目は、少なくとも事業主が報告を受け、評価することが望ましいと考えられる。また、記載されていない項目についても事業主が積極的に評価することも可能。</u>	<u>法令解釈通知第10.2</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成31年7月1日	216	その他 (商品提供機関)	確定拠出年金法上、商品提供機関に行方準則はないのか。	<u>確定拠出年金法上、商品を提供する行為自体や商品提供金融機関が事業主に対して個別商品を勧める行為を規制する規定は存在しないが、商品提供機関が運</u>		216	その他 (商品提供機関)	確定拠出年金法上、商品提供機関に行方準則はないのか。	<u>確定拠出年金法は、商品提供機関の個別商品の推奨行為を禁じておらず、商品提供機関に関する行為準則は一切定められていない。</u>	

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<u>営管理機関である場合に、確定拠出年金法上の運営管理業務を行う場合や禁止行為に該当する行為を行う場合には、確定拠出年金法上の規定が及ぶ。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	240	〃	運営管理機関として登録する営業店には、必ず運営管理業務担当者を置かなければならないか。	運営管理機関登録簿に登録されている営業所には、必ず <u>運営管理業務担当者を置かなければならない。なお、運営管理業務担当者には、運用の方法の提示又は情報提供に係る業務を行う営業職員を含む。</u>	〃	240	〃	運営管理機関として登録する営業店には、必ず <u>(預金等の営業を行わない)運営管理業務担当者を置かなければならないか。</u>	運営管理機関登録簿に登録されている営業所には、必ず担当者を置かなければならない。	〃
平成 31 年 7 月 1 日	242	〃	運営管理機関として全店を登録する場合、異動等により一時的に運営管理業務担当者がいない状態になることは問題ないか。	一時的であれば問題ない。 <u>なお、運営管理業務担当者には、運用の方法の提示又は情報提供に係る業務を行う営業職員を含む。</u>	〃	242	〃	運営管理機関として全店を登録する場合、異動等により一時的に <u>(預金等の営業を行わない)運営管理担当者がいない状態になることは問題ないか。</u>	一時的であれば問題ない。	〃

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
平成 31 年 7 月 1 日	251	”	法 22 条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えて加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	<u>ご指摘のとおり、投資教育の効果を考えて、加入者等となる時点において投資教育がなされているよう努めることが求められる。</u>	<u>法 2 2 条、7 3 条、法令解釈通知第 3. 1 (2)</u>	251	”	法 22 条において、投資教育の対象は「加入者等」となっているが、投資教育の効果を考えて加入前の者への教育も必須と考えられることから、「加入者等」の解釈として、「加入者等となる予定の者」も含まれると考えられないか。	<u>事業主が加入前の従業員に対して投資教育を行うことは法令違反とはならない。運営管理機関が加入予定者に対して投資教育を行う場合においても、事業主と運営管理機関が仮契約を結んでいる等、双方において契約の意思があることが認められる場合には、法令解釈第 2. 2 (1) で規定されている「加入時」として取り扱っても差し支えない。</u>	”
平成 31 年 7 月 1 日	256	業務管理態勢	<u>業務管理態勢の整備が必要とのことだが、コンプライアンス専担の部署を設けるなど、重厚な態勢整備が必要か。</u>	<u>運用の方法の選定、提示、情報提供（営業職員による不適切な説明や推奨の禁止を含む。）が適切に行われるよう、実効的な態勢整備が何より重要であり、必ずしも専担の部署を設ける必要はな</u>	<u>命令 9 条の 2、法令解釈通知第 9. 3</u>	256	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<u>い。各運営管理機関の業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備する必要がある。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	256-1	〃	<u>法令及び社内規則等の遵守状況を検証する態勢について、具体的にはどのような検証の方法や頻度等が求められるか。</u>	<u>運営管理機関において自らの規模や特性等を踏まえ、その業務の検証として必要な検証の方法や頻度を各運営管理機関が判断する必要があるが、方法としては、少なくとも法令を踏まえ、それに反する行為が行われていないかを事後的に確認できるような証跡を残し当該証跡を確認することや過去に選定した運用の方法が現時点でも適切であるか等を確認すること等が求められる。また、どんなに規模の小さい運営管理機関であっても少なくとも</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				も1年に1度は検証を行う必要があると考えられ、運営管理機関の業務内容や職員の知識の程度、営業職員による情報提供を行う場合等は頻度を増やす等リスクに応じた頻度を運営管理機関自身が判断する必要がある。						
平成 31 年 7 月 1 日	256-2	〃	研修を行うべき従業員の範囲は、運営管理業務に直接携わる者、営業職員、委託先でよいか。	研修実施の範囲は、法令を遵守できるよう少なくとも運営管理業務に係る業務を行う自社の役職員が想定される。一方、委託先の従業員に対する研修については、その実施が必ずしも求められるものではないが、委託元である運営管理機関は、委託先の法令遵守状況等の確認及び法令遵守がなされるよう指導・	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<u>監督すること等が求められる。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	256-3	//	<u>確定拠出年金制度に関する研修とは何を 行えばよいか。</u>	<u>運営管理業務を行う上でその前提として必要となる確定拠出年金制度に関する知識（例えば、投資教育に関する事項として法令解釈通知第3に記載されている内容）についての研修が必要となると考えられる。</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	256-4	//	<u>営業店にて企業型のプランに係る情報提供を行う場合にあっては、個々のプラン固有の規約や商品の知識を有する必要があるのではないか。</u>	<u>営業店にて企業型のプランに係る情報提供を行う場合にあっては、個々のプラン固有の規約や商品の知識を有する必要があるため、この点についても研修が必要。</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	256-5	//	<u>業務の内容に関する知識を得るための研修内容は、各職員の業務の必要な範囲に応じたもので差し支え</u>	<u>業務の内容に関する研修内容は、業務で必要な範囲に応じたもので差し支えない。</u>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			ないか。							
平成 31 年 7 月 1 日	257	運営管 理機関 の行為 準則 (個人 情報保 護義務 の内 容)	事業主の行う投資教 育のために、本人の同 意を得ずに運営管理 機関が事業主に対し て次の情報を提供す ることは可能か。 (1)個人が特定されて いない統計的データ (2)個人の資産額や資 産配分等の情報	(1) 可能 (2) 不可	法 9 9 条 2 項、法 令解釈通 知第 9 - 2 (2) ②	運 営 管 理 機 関 の 行 為 準 則 (個 人 情 報 保 護 義 務 の 内 容)	事業主の行う投資教 育のために、本人の同 意を得ずに運営管理 機関が事業主に対し て次の情報を提供す ることは可能か。 (1)個人が特定されて いない統計的データ (2)個人の資産額や資 産配分等の情報	(1) 可能 (2) 不可	法 9 9 条 2 項 法令解 釈通知 第 9 - 2 (1) ②	
			法令解釈通知第 9 - 2 (2) ②以外の場合 に、本人の同意を得ず に運営管理機関が加 入者等の個人情報を 事業主に提供するこ とは可能か。	不可。				法令解釈通知第 9 - 2 (2) ②以外の場合 に、本人の同意を得ず に運営管理機関が加 入者等の個人情報を 事業主に提供するこ とは可能か。		不可。

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			記録関連運営管理機関から事業主に対して個人情報の提供を行う場合に、事業主の求めに応じて運用関連運営管理機関を経由して情報を引き渡してもよいか。	提供可能なのは法令解釈通知9-2(2)①イの場合に限る。運営経由も可だが、個人情報につき引き渡し方法に留意要。				記録関連運営管理機関から事業主に対して個人情報の提供を行う場合に、事業主の求めに応じて運用関連運営管理機関を経由して情報を引き渡してもよいか。	提供可能なのは法令解釈通知9-2(2)①イの場合に限る。運営経由も可だが、個人情報につき引き渡し方法に留意要。	
即日施行	258-1	//	<u>個人型年金において、事業主による運営管理機関の評価に相当することは行われな</u> <u>いのか。</u>	<u>個人型年金において</u> <u>は、法第7条第4項の</u> <u>ような規定はないが、</u> <u>運営管理機関自ら、定</u> <u>期的に、法令解釈通知</u> <u>第10.2に記載され</u> <u>る事項等を点検・確認</u> <u>し、必要に応じて見直</u> <u>すこととなる。</u>	<u>法令解釈</u> <u>通知第1</u> <u>0.2、</u> <u>9.2</u> <u>(1)②</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
	259	運営管理機関の行為準則 (提示の留意点)	提示は必ずしも対面を必要要件としておらず、郵送等による提示も認められると解してよいか。	よい。	法100条 法令解釈通知第9-2 (4)②	259	運営管理機関の行為準則 (提示の留意点)	提示は必ずしも対面を必要要件としておらず、郵送による提示も認められると解してよいか。	よい。(法令解釈通知で示す様々な方法)	法100条 法令解釈通知第9-2 (4)②
平成31年7月1日	261	〃	運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とならないか。 (1) 実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。 (2) 過去の運用実績の推移等を踏まえて、	実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づく資産配分や、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。 (1)や(2)のように加入者の資産配分や運用実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らか	〃	261	〃	運営管理機関が投資教育を実施するにあたり、以下の方法により事例を提示したいと考えているが、法令違反とならないか。 (1) 実在する特定の加入者の資産配分や運用実績について、本人の同意を得た上で資産運用事例として他の加入者等へ提示すること。 (2) 過去の運用実績の推移等を踏まえて、	実在する特定の加入者あるいは架空の加入者を用いて、運用実績の事例を提示したり、比較して提示することは問題ない。 (1)や(2)のように加入者の実績を事例として提示する場合は、その前提となっている年齢、個人別管理資産額等を明らかにすることが必要と考えられる。 (3)のようにシミュレーションとして架空の者	〃

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。 (3) リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者（資産配分モデル）を複数設定し、確定拠出年金制度において採用している運用商品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。	にすることが必要と考えられる。 <u>また、(2)のように過去の運用実績を示す場合は、その前提となっている統計や加入者類型等を明らかにするほか、高い利回りを上げていた期間だけをとりあげるのではなく、例えば、市場が低迷していた期間に当該資産配分で運用していた場合のシミュレーションも加えるなど、特定の資産配分や商品に誘導したりすることのないよう留意することが求められる。</u> (3)のような、データの提供やシミュレーションにおいては、期間はできるだけ長期とすべきであり、選択する期間も特定の資産配分が				ある特定の時点で高い運用利回りを上げていた資産配分事例を提示すること。 (3) リスク・リターン特性に応じた架空の制度加入者（資産配分モデル）を複数設定し、確定拠出年金制度において採用している運用商品の過去の運用実績データを使用して資産残高の相違等を図表やグラフで提示すること。	<u>を設定して資産配分モデルを提示した場合には、合わせて法令解釈通知にも記載があるように、必ず元本確保型の運用方法のみで運用した場合のモデルを提示する必要がある。</u> <u>ただし、提示した資産配分モデルの情報により、加入者等に対して、利益が生じることや損失が生じることが確実であると誤解を与えるような場合には、法令に抵触する恐れがある。</u>	

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<u>有利となるような恣意的な選択とならないよう、また、個別の商品への誘導とならないよう留意すること。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	262	”	上記(3)の加入者モデルによる運用成果（資産残高等）を踏まえ、その成否（例えば、現在の市場環境では、どの配分が有利であったか等）についてコメントすることは問題ないか。	事業主又は運営管理機関がモデル事例について説明することは、その説明が客観的かつ一般的なポートフォリオ理論に基づくものであれば問題ないと思われる。その際には、その要因を説明するとともに、その資産配分（必要であれば個別商品を含む。）のリスクの程度や状況についても言及する必要があるほか、市場環境が思わしくなかった場合のシミュレーションなども併せて示し、客観的なコメントとすることが望ましい。ただし、その	”	262	”	上記(3)の加入者モデルによる運用成果（資産残高等）を踏まえ、その成否（例えば、現在の市場環境では、どの配分が有利であったか等）についてコメントすることは問題ないか。	事業主又は運営管理機関がモデル事例についてコメントすることは、そのコメントが客観的なものであれば問題ないと思われる。ただし、当該コメントが、「どの配分が有利であった」等の表現は、運用の方法の推奨と受け取られる可能性があることから、法令に抵触する恐れがある。	”

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				説明において、「どの配分が有利であった」等の表現を用いることは、運用の方法の推奨と受け取られる可能性があることから、法令に抵触するおそれがある。						
平成 31 年 7 月 1 日	262-1	//	加入者の資産や運用商品に関する知識、リスク許容度等を踏まえて、資産配分モデルを複数示すことは法令違反とならないか。	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分モデルを複数示すことは問題ない。ただし、何らかの仮定をおいて試算する場合、その仮定の内容を明らかにすること。	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	262-2	//	複数の資産配分シミュレーションを行った結果、1つの資産配分を勧める行為は法令違反とならないか。	客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に当たらないが、複数の資産配分の選択肢のうち、いずれの資産配分がよいか	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<p>は、加入者等の属性(年齢、収入、保有資産、金融知識、リスク許容度等)によって異なるものであり、加入者等のこのような情報を踏まえることなく、また、一般的なポートフォリオ理論に基づかず、1つの資産配分のみを示すことは不可。</p> <p>なお、商品名については、262-3を参照。</p>						
平成 31 年 7 月 1 日	262-3	〃	<p>資産配分において具体的な提示商品名まで示してよいか、それとも日本株100%投信といった一般的な商品例までに限定されるのか。</p>	<p>客観的なデータや一般的なポートフォリオ理論に基づき試算される資産配分を複数示す行為は推奨に該当しないが、投資対象資産が同一のカテゴリに複数の商品が存在するにもかかわらず、そのうちの特定の商品のみを示す場合には、特定の商品の推奨に当たると考え</p>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				られるため、不可。						
平成 31 年 7 月 1 日	262-4	//	運用実績、販売実績、手数料等の運用商品情報をランキング化して提示することは可能か。	運用実績及び手数料について、全ての運用商品のランキングを示すことは情報提供の範囲に含まれると考えられる。 一方で、販売実績については、確定拠出年金の運用商品に運用の指図をしている加入者数の実績又は NISA 等一般の金融商品の販売実績を意味している場合のいずれの場合であっても、多くの人を選択している商品が必ずしも良い商品とは言えないことから、上記実績に基づくランキングを示すことは加入者等による適切な運用の指図に資する情報提供とは言えず、適当ではない	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				<p>と考えられる。</p> <p>なお、運用実績や手数料のランキングを示す場合には、恣意的に1つの項目のみを示すのではなく他の項目についても併せて示すよう、また、運用実績を示す場合には、期間はできるだけ長期とすべきであり、特定の運用の方法が有利となるように恣意的に期間を選択することのないよう留意する必要がある。</p>						
平成 31 年 7 月 1 日	262-5	//	<p>以下の行為は可能か。</p> <p>①専担者又は営業職員が、加入者等からの求めがなく、指定運用方法に関する説明を行った場合、直ちに「特定の運用方法を勧めること」に該当するか。</p>	<p>①指定運用方法は法第24条の2で説明義務が課されているが、通常の運用の方法を説明することなく指定運用方法のみを説明するような場合には、特定の商品の推奨に当たる可能性がある。</p>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			②法100条6号括弧書きに基づき、加入者等に運用の方法に係る情報提供を行う営業職員は、金融商品取引業者として行うことを明示すれば、加入者に対し、DCにおける運用のアドバイスとして、運用商品の商品性・リスク等の説明を行ったり、加入者からの投資相談に乗ったりすることは可能か。	②情報提供又は投資教育の範囲であれば可能だが、特定の商品の推奨は認められない。						
平成31年7月1日	262-6	//	加入者等から特定の運用商品の説明を求められない場合であっても、加入者等の属性・ニーズを把握できたときは、運用商品の一覧を示したうえで当該属性・ニーズに応じた特定の運用商品の情報提供を行うことは可能か。	一覧表を示したとしても、加入者からの求めなく、特定の商品の情報提供を行った場合、推奨に該当するため、不可。	法100条6号、法令解釈通知第9-2(4)①エ		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
平成 31 年 7 月 1 日	262-7	〃	加入者等に運用商品の情報を提供する際には一覧表を示すこととなっているが、コールセンターにおいて、加入者等から特定の運用商品の情報提供を求められたものの、電話中に商品一覧をみることができない場合には、どのように対応すればよいか。	電話等非対面で情報提供を行う場合においては、例えば、電話により情報提供を行う場合は、加入者等がパンフレット等を所持している場合やウェブページを確認できる状態にある場合（電話後速やかに確認できる場合を含む。）は、説明事項が記載された箇所を案内の上、当該説明事項を読み上げることが考えられるほか、電話口で説明事項を説明の上、遅滞なく郵便等の方法により説明事項を記載した書面を交付する方法が考えられる。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
平成 31 年 7 月 1 日	267	〃	事業主が企業型年金の資格喪失者や個人型年金同時加入可能者向けに個人型年金を実施している複数	事業主が、個人型年金を実施している運営管理機関を招いて説明会を開催すること、また、本人が希望する場合は		267	〃	事業主が企業型年金の資格喪失者向けに個人型年金を実施している複数の運営管理機関を招いて説明	事業主が、個人型年金を実施している運営管理機関を招いて説明会を開催すること、また、本人が希望する場	

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<p>の運営管理機関を招いて説明会を開催することは可能か。</p> <p>また、本人が希望する場合は、その場で個人型年金の加入手続きを行うことは問題ないか。</p>	<p>その場で移換手続を行うことは問題ない。ただし、事業主は、規則60条5号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のHPにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。なお、個人型年金運営管理機関は、説明会での個人型年金加入者等の勧誘に際して、こうした情報提供を行わない場合は、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について事実を告げない場合として、<u>命令10条11号</u>の規定に抵触する</p>				<p>会を開催することは可能か。</p> <p>また、本人が希望する場合は、その場で個人型年金の加入手続きを行うことは問題ないか。</p>	<p>合はその場で移換手続を行うことは問題ない。ただし、事業主は、規則60条5号の趣旨に照らして、当該個人型運営管理機関以外の他の運営管理機関を指定することもできること、その運営管理機関は国基連のHPにアクセスすることにより入手できること等を情報提供することが望ましいと考えられる。なお、個人型年金運営管理機関は、説明会での個人型年金加入者等の勧誘に際して、こうした情報提供を行わない場合は、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について事実を告げない場合として、<u>命令10条8号</u>の規定</p>	

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
				恐れがある。					に抵触する恐れがある。	
平成 31 年 7 月 1 日	269	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	269	営業と運用関連業務の兼業禁止	いわゆる営業を行う者は、「運用関連業務」を兼務することは禁止されているが、この場合の「運用関連業務」とは、運営管理業の営業は含まないと解してよいか。	よい。	法 10 0 条 7 号 命令 1 0 条 1 号
平成 31 年 7 月 1 日	270	営業職員による運用関連業務等	営業職員でも未加入者である顧客に対し、自社を運営管理機関とする確定拠出年金に加入するよう勧誘することは可能か。	自己を運営管理機関とする勧誘を行うことは可能だが、行為準則を遵守して行う必要がある。 特に、命令 10 条 11 号の事項を説明し、確定拠出年金制度と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。	法 100 条 7 号、 命令 10 条 各号	270	〃	営業職員でも未加入者である顧客に対し、白金庫を運営管理機関とする確定拠出年金に加入するよう勧誘することは可能か。	可能。	〃
			受付金融機関が、他の運営管理機関の委託	運営管理機関登録は不要。もっとも、運営管	法 88 条、命令			(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			を受けて当該運営管理機関の確定拠出年金制度に加入するよう勧誘する場合、運営管理機関登録を受けする必要はないという理解でよいか。	理機関が確定拠出年金制度に加入するよう勧誘する行為については行為規制（命令第10条第11号）が存在することから、受付金融機関が他の運営管理機関から委託を受けている場合であっても、あくまで他の運営管理機関の行う行為を受託しているに過ぎないことから、委託元の運営管理機関の責任において、当該行為を受託する受付金融機関についても当該行為準則を遵守させる必要がある。	10条1号					
			また、この場合未加入者である顧客に対して運用商品の説明を営業職員が行うことは可能か。	運営管理機関登録の上、運用関連業務である情報提供として、運用商品に係る情報提供を行うことは可能だが、規則第20条第4項の事項を説明し、確	法100条7号 命令10条1号、 2号			また、この場合未加入者である顧客に対して運用商品の説明を営業職員が行うことは可能か。	可能。	//

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
					<u>定拠出年金と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。なお、個別の運用の方法の推奨は不可。</u>					
平成 31 年 7 月 1 日	271	〃	特に、中小・零細企業や自営業者に確定拠出年金制度を普及させるためには、営業担当者の役割が大きいが、営業担当者による相談、情報の提供等は具体的にどこまで可能か。	<u>制度や運用商品に係る情報提供は可能だが、情報提供を行う場合には、規則第20条第4項に定める事項を説明し、確定拠出年金と、通常営業職員が取り扱っている金融商品との誤解を与えることのないようにすること。なお、個別の運用の方法の推奨は不可。</u>	〃	271	〃	特に、中小・零細企業や自営業者に確定拠出年金制度を普及させるためには、営業担当者の役割が大きいが、営業担当者による相談、情報の提供等は具体的にどこまで可能か。	<u>加入申込前であれば可能。</u>	〃
平成 31 年 7 月 1 日	<u>271-1</u>	〃	<u>①命令第10条第2号の、営業職員の禁止行為である、「営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のもの</u>	<u>①②そのとおり。</u>	<u>法99条、100条、命令10条</u>		(新規)	(新規)	(新規)	

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<p>について指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。」について、この営業職員は、提示運用方法の提示又は情報提供の兼務者でない営業職員を含んでいるとの理解でよいか。</p> <p>②一方、提示運用方法の提示又は情報提供の兼務者である営業職員については、法第99条を遵守するとともに、第100条各号及び命令第10条各号に定めるその他の禁止行為も含め、行ってはならないとの理解でよいか。</p>							
平成 31 年 7 月 1 日	271-2	//	<p>確定拠出年金で商品ラインアップされている運用商品と全く同一の運用商品がNISA等の他の制度で</p>	<p>あくまで確定拠出年金の範囲外で、営業職員の立場でNISA等一般の金融商品の推奨助言を行うこと自体が否定</p>	命令10 条2号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			ラインアップされる ことがあり得る。その 場合、前者は推奨・助 言禁止の対象となり、 後者は推奨・助言可能 な商品となる。同一の 営業担当職員が、前者 と後者の説明を実施 する際には、前者につ いては「運営管理機関 として情報提供し推 奨・助言することはで きない」旨を明示すれ ば、後者について推 奨・助言することは可 能、との理解でよい か。	されるものではない が、確定拠出年金制度 への加入勧誘や運用の 方法の情報提供を行う 場合には、規則第20 条第4項の事項や、命 令第10条第11号の 事項等を説明し、確定 拠出年金と、通常営業 職員が取り扱っている 金融商品との誤解を与 えることのないように すること。なお、確定拠 出年金の個別の運用の 方法の推奨は不可。						
平成 31 年 7 月 1 日	272	〃	運用の方法の提示・情 報提供を行う DC 専担 者又は営業職員と、提 示・情報提供を行わな い営業職員が同行し て顧客を訪問し、運営 管理業務及び NISA 等 の金融商品の勧誘を	両者が同席した場合 に、規則第20条第4 項に定める事項を説明 した上で、運用の方法 の提示・情報提供を行 う職員が運用の方法の 情報提供を行うことは 可能。しかし、確定拠	〃	272	〃	営業担当者と、営業を 行わない運営管理業 務担当者が同行して 顧客を訪問し、勧誘及 び運営管理業務をそ れぞれが行うことは 可能か。	勧誘は可。しかし加入 者への運営管理業務は 加入者に誤解を与える ため不可。	法10 0条7 号 命令1 0条1 号

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			それぞれが行うことは可能か。	<u>出年金の個別の運用の方法の推奨は不可。</u>						
平成 31 年 7 月 1 日	273	"	営業店における運営管理業務担当者は、テラー（窓口）や貸付担当を兼務することが可能か。	<u>運用の方法の選定に係る業務を行わない者であれば、営業職員であるテラー（窓口）や貸付担当を兼務することが可能。</u>	命令 10 条 1 号	273	"	営業店における運営管理業務担当者は、テラー（窓口）や貸付担当を兼務することが可能か。	<u>テラーは営業職員で不可。</u> <u>貸付担当は営業職員を兼務していなければ可。</u>	"
平成 31 年 7 月 1 日	276	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	276	"	<u>個人型における申込受付等の窓口業務は運営管理業務とは異なるため渉外担当者が行ってもよいか。</u>	<u>よい。</u>	"
平成 31 年 7 月 1 日	277	"	運営管理機関担当者は、年金相談や資産アドバイス業務を兼務することは可能か。	<u>資産アドバイスが、加入者等に対する特定の運用の方法の推奨となるような場合には不可。</u>	命令 10 条 2 号	277	"	<u>運営管理機関担当者は預金、投信等にかかる営業はできないこととなるが、例えば、年金相談や資産アドバイス業務を兼務することは可能か。</u>	<u>資産アドバイスに特定の商品の推奨をやるような場合には不可。</u>	"
平成 31 年 7 月 1 日	278	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	278	"	<u>営業店によっては、支店長と営業職員しかない場合、支店長を運営管理機関担当者とすることは可能か。</u>	<u>可。ただし、支店長は照会などに答えるのみで、積極的に業務を行わないようにする必要あり。</u>	"

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
平成 31 年 7 月 1 日	279	〃	例えば、ボーナス時期の応援等の際し、 <u>運用の方法の選定業務</u> の担当者は、両替・案内業務はできるか。	できる。	<u>命令 10 条 1 号</u>	279	〃	例えば、ボーナス時期の応援等の際し、 <u>運営管理業務担当者は預金勧誘・継続推進業務はできないが</u> 、両替・案内業務はできるか。	できる。	〃
平成 31 年 7 月 1 日	280	〃	<u>運用の方法の選定業務</u> の担当者はいかなる場合も営業業務はできないか。例えば、営業担当者が休暇の場合に限ってもだめか。	不可。	〃	280	〃	<u>運営管理機関担当者</u> はいかなる場合も営業業務はできないか。例えば、営業担当者が休暇の場合に限ってもだめか。	不可。	〃
平成 31 年 7 月 1 日	281	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	281	〃	<u>本部担当者が運営管理業務を行う場合、加入者に対して直接的に営業活動を行うことができない旨が担保されている必要があるとのことだが、新たに取扱規程等を作成し、文書で示す必要があるのか。あるいは、加入者に対して直接的に営業活動をす</u>	<u>取扱規程等を作成するが文書で示す必要まで求めない。</u>	〃

施行日	新					旧				
	No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
								<u>る取り決めがないことをもって、担保されているという理解でよいか。</u>		
平成 31 年 7 月 1 日	282	〃	確定拠出年金にかかる後方事務を営業職員が行うことは可能か。	<u>運用の方法の選定業務でなければよい。</u>	<u>命令 10 条 1 号</u>	282	〃	確定拠出年金にかかる後方事務を営業職員が行うことは可能か。	<u>運営管理業務でなければよい。</u>	〃
平成 31 年 7 月 1 日	<u>284-1</u>	〃	<u>運営管理機関から受付事務の委託を受ける金融機関（受付金融機関）の営業職員が運用の方法の情報提供を行うことが可能か。</u>	<u>受付金融機関は運営管理業務を行うことはできない（情報提供を行うことはできない）。情報提供を行う場合は運営管理機関の登録が必要。</u>	<u>法第 2 条 7 項、8 条</u>		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

運用の方法の公表イメージ ^(注1)

(更新日：〇年〇月〇日)

○ 元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・運用実績 ^(注2)	中途解約利率・ 解約控除の有無 ^(注3)
預貯金				
共済				
生命保険				
損害保険				

○ 投資信託（元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。）

分類	運用商品名	運用会社	商品情報・ 運用実績 ^(注2)	手数料		
				販売手数料 ^(注4)	信託報酬 ^(注5)	信託財産 留保額
国内債券	パッシブ					
国内債券	アクティブ					
国内株式	パッシブ					
国内株式	アクティブ					
外国債券	パッシブ					
外国債券	アクティブ					
外国株式	パッシブ					
外国株式	アクティブ					
バランス	パッシブ					
バランス	アクティブ					
ターゲット・イヤー ファンド	パッシブ					
ターゲット・イヤー ファンド	アクティブ					

国内リート	パッシブ						
国内リート	アクティブ						
海外リート	パッシブ						
海外リート	アクティブ						
その他							

(注1) ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」及び「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、規約毎に一覧表を公表することも可。

(注2) 確定拠出年金法第 24 条及び第 24 条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付又はそのリンクを掲載すること。

(注3) 解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「○」を記載すること。

(注4) 買付時に販売手数料を徴する場合のみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。

(注5) 信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。

(注6) 現在選定・提示している規約以外に、今後選定・提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。

運用の方法の公表イメージ ^(注1)

(更新日：〇年〇月〇日)

<運用の方法の選定方針や運用の方法の全体構成の考え方など>

○ 元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・ 運用実績 ^(注2)	中途解約利率・ 解約控除の有無 ^(注3)	選定理由
預貯金					
共済					
生命保険					
損害保険					

○ 投資信託（元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。）

分類	運用商品名	運用会社	商品情報・ 運用実績 ^(注2)	手数料			選定理由
				販売手数料 ^(注4)	信託報酬 ^(注5)	信託財産 留保額	
国内債券	パッシブ						
国内債券	アクティブ						
国内株式	パッシブ						
国内株式	アクティブ						
外国債券	パッシブ						
外国債券	アクティブ						
外国株式	パッシブ						
外国株式	アクティブ						
バランス	パッシブ						
バランス	アクティブ						

ターゲット・イヤー ファンド	パッシブ							
ターゲット・イヤー ファンド	アクティブ							
国内リート	パッシブ							
国内リート	アクティブ							
海外リート	パッシブ							
海外リート	アクティブ							
その他								

<受付金融機関> (注6)

(注1) ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」及び「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、複数プランが存在する場合には、複数プランが存在する理由を明示した上で、プラン毎に一覧表を公表すること。

(注2) 確定拠出年金法第24条及び第24条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付又はそのリンクを掲載すること。

(注3) 解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「○」を記載すること。

(注4) 買付時に販売手数料を徴する場合にのみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。

(注5) 信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。

(注6) 受付金融機関がある場合にのみ記載すること。

(注7) 他の確定拠出年金運営管理機関から引き継いだ商品等積極的に提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。